

# 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

## 二川病院通所リハビリテーション事業所運営規定

### (事業の目的)

第1条 医療法人財団医正会が開設する二川病院(以下「事業所」という。)が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 指定通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もつて要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 二川病院通所リハビリテーション
- ② 所在地 豊橋市大岩町字北元屋敷36番地の3

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤兼務、医師と兼務)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者  
医師 1名(常勤兼務、管理者と兼務)  
理学療法士若しくは作業療法士 1名以上  
看護職員若しくは介護職員 3名以上  
管理栄養士 1名(常勤兼務)  
従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日を除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時45分から午後4時までとする。

### (通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。

1単位目 25名

### (通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第7条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、負担割合証の割合の額とする。

- ① 機能訓練

- ② 入浴(一般浴、機械浴)
- ③ 食事の提供
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎
- ⑥ リハビリマネジメント(介護給付)

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅まで次の額を徴収する。

- ① 実施地域を越えた地点から、片道 5キロメートル未満 540円
- ② 実施地域を越えた地点から、片道 5キロメートル以上10キロメートル未満 648円
- ③ 実施地域を超えた地点から、片道 10キロメートル以上 756円

3 食費は、561円を徴収する。

4 おむつ代(リハビリパンツ、カバータイプ(テープタイプ)、尿取りパッド)は、使用時に実費を徴収する。

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

6 利用者の希望によって行われる活動に係る費用(教養娯楽費)は実費を徴収する。

7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、

多米町、多米西町、多米中町、多米東町、平川本町、春日町、岩田町、東岩田、北岩田、西岩田、中岩田、三ノ輪町、向山東町、つつじヶ丘、山田町、小松町、佐藤町、飯村町、飯村北、飯村南、西口町、北山町、牧野町、江島町、東幸町、西幸町、弥生町、岩屋町、曙町、三本木町、藤並町、浜道町、高田町、東高田町、天伯町、大岩町、二川町、大脇町、雲谷町、中原町、三弥町、原町、豊清町、豊栄町、西山町、富士見町、東細谷町、細谷町、小島町、小松原町、寺沢町、東七根町、西七根町

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項) ※新設

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年2回以上)実施すること。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
- ② 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は従業者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人財団医正会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

- この規程は、平成28年3月1日から施行する。  
この規程は、平成29年6月1日から施行する。  
この規程は、平成29年12月1日から施行する。  
この規程は、平成31年4月1日から施行する。  
この規定は、令和5年6月1日から施行する。  
この規定は、令和6年6月1日から施行する。